(文教委員会付託)

受 理 番 号 第 6 0 号 受理年月日 平成 2 3 年 1 0 月 2 5 日

付託年月日 平成23年10月27日

. . . .

陳 情 原 文 江戸川区は、子どもたちの健康を守るため、30年以上前より小・中学校に栄養士を全校配置し、「安全・安心な手作り給食」が提供されてきています。子どもたちは、江戸川区特産の小松菜を活用した小松菜給食や行事食・セレクト給食・バイキング給食など、いろいろな給食を毎日楽しみにして、学校に通っています。また、食物アレルギーのある子どもたちは、栄養士を中心にして除去食を実施しているので安心です。

今回江戸川区から、区費非常勤栄養士の配置をやめ、栄養士業務の民間委託をおこなうという方針が出されました。

平成14年学校給食の調理業務民間委託導入時に、各地区や学校で説明会があり保護者に対して「委託するのは調理の業務のみです。学校給食の基本となる献立は各学校の栄養士が作成しますので安心です。」と説明がありました。このことは、広報えどがわ「平成13年11月20日No.1251」に掲載されています。

これは、教育としての学校給食を実施するためには、学校栄養士が調理方法や衛生管理などの指導、各校の児童の実態に配慮した献立作成、安全な食材の選定をおこない、給食を生きた教材として食育をすることが必要と考えたからだと思います。また、「学校給食業務の合理化について」(文部省体育局長通知文体給第57号昭和60年1月21日)では「献立の作成は設置者が直接責任を持って実施すべきものであるから、委託の対象としないこと」と明記されています。この文部省の考えは、各学校の子どもたちの実態に即した献立作成の重要性を考慮した上でのことだと考えます。基本的には営利目的にした民間会社の栄養士に子どもたちの立場に立つことは極めて困難と推測できます。

今まで学校栄養士が管理、指導してきた安全・安心な給食は、栄養士業務の民間 委託では保たれません。未来を担う子どもたちの健康を守るために、栄養士業務の 民間委託について充分な検討をしてください。

また現在、この栄養士業務民間委託の方針は区民にはなんら知らされていません。 反対の意見が届けられている中で、栄養士業務民間委託をすすめることはあまりに も無謀です。

さらに、放射能問題が解決していない中で、栄養士業務を民間委託することは、 大いに心配です。

つきましては、子どもたちの健やかな成長のために、拙速な栄養士業務民間委託 (裏面に続く) の方針を中止するとともに、今まで通りの区費栄養士配置を続けてくださるよう、 下記の通り陳情いたします。

記

- 1 安全・安心の学校給食をさらに充実するため、拙速な栄養士業務の民間委託の方針を中止すること。
- 2 今まで通りの区費栄養士配置を続けること。